

鴨川市物品調達事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第15号

鴨川市物品調達事務取扱規程の一部を改正する訓令

鴨川市物品調達事務取扱規程（平成17年鴨川市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改め、同条第3号中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第10条第3項中「企画総務部管財契約課」を「財政課」に改める。

別表第2の1件金額 100万円以上500万円未満の項を削り、同表の1件金額 10万円以上100万円未満の項中「100万円未満」を「500万円未満」に改め、同表備考を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。